

事業所向け再エネ電力利用促進事業 募集要領

■ 受付及び問合せ先 ■

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課

TEL 072-228-7548

FAX 072-228-7063

E-mail kanene@city.sakai.lg.jp

1 募集の概要

(1) 背景

本市では、2050 年までの市域のカーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギーの推進に加え、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」という。）の割合を高めるための取組を進めています。

特に、本市では産業部門からの温室効果ガス排出割合が全国平均に比べて高く、市内事業所の再エネ電力の利用促進は産業部門の脱炭素化に寄与することが期待されています。

本事業では、市内事業所の再エネ電力の利用を促進するため、希望する事業所に対して再エネ電力の導入を支援する事業者を募集します。

(2) 事業目的

再エネ電力の割合を高めるための取組の一環として、市内の事業所に対して再エネ電力の導入支援を行い、再エネ電力の利用を促進することにより、事業所の脱炭素化を推進することを目的とします。

(3) 提案を募集する支援メニュー

以下の支援メニューへの提案を募集します。各支援メニューの詳細等については別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に示すとおりとします。

番号	支援メニュー	求める提案内容
1	再エネ電力共同購入	市内事業所に対し再エネ電力の共同購入希望者を募り、再エネ電力をより安価かつ簡易に調達できる仕組みを提供するもの
2	非化石証書共同購入	市内事業所に対し非化石証書の共同購入希望者を募り、非化石証書をより安価かつ簡易に調達できる仕組みを提供するもの
3	再エネ電力プラン提案	個々の事業所の電力使用状況やニーズを踏まえて複数の小売電気事業者の再エネ電力メニューを選定・比較し、結果をまとめたプランを提案する仕組みを提供するもの

2 応募条件・応募資格

(1) 応募条件

- ア 本事業の実施に至った場合、確実に担当業務を完了すること。
- イ 応募申請書の提出時点で、以下の条件を満たすこと。
 - (ア) 提案内容に必要な免許又は資格を有していること。
 - (イ) 本募集要領に記載された事項を遵守すること。
 - (ウ) 提案内容が、関係法令及び堺市が定める条例、規則その他の規程に従い実施できること。
- ウ 提案内容の公表時期や範囲等に関して、本市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- エ 本事業の実施に当たり、本市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- オ 個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 29 号）及びその他関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に扱うこと。

(2) 応募資格

提案事業者（複数の事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で応募する場合、その構成員を含む）は、次の要件をすべて満たす者とします。

- ア 応募日時点において、法人であること。

- イ 本事業の実施に至った場合、安定的に事業を遂行できる経済基盤を有していること。
- ウ 経営者（経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）とする。）が、次のいずれにも該当していること。
 - （ア）事業を実施するに当たって、不正又は不誠実な行為をする恐れがある者でないこと。
 - （イ）堺市暴力団排除条例（平成 24 年堺市条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
 - （ウ）社会的な非難を受け、又はそのおそれがあると認められる者でないこと。
- エ 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）による入札参加停止又は入札参加回避を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- カ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、堺市が課税する市税を滞納していないこと。
- キ その他本募集要領に定める要件を満たしていること。

(3) 実績要件

提案事業者は、次表の実績要件を満たすものとします。

番号	支援メニュー	実績要件
1	再エネ電力共同購入	公共施設又は民間施設を対象とした再エネ電力の調達に関して、小売電気事業者の選定及び契約仲介の実績がある者
2	非化石証書共同購入	公共施設又は民間施設を対象とした非化石証書の調達に関して、電力需要家の委託を受け、非化石価値取引市場から非化石証書を調達した実績がある者
3	再エネ電力プラン提案	公共施設又は民間施設を対象とした再エネ電力の調達に関して、複数の小売電気事業者の再エネ電力メニューの比較見積提示及び契約仲介の実績がある者

3 応募について

(1) 提出方法

提案事業者は、応募書類様式に記入の上、提出書類一式を「8 お問合せ先」あてに電子メールで提出してください。

(2) 到達の確認方法

応募申請書を提出した者に対して、本市が到達確認の電子メールを返送します。

(3) 受付期間

令和 7 年 8 月 8 日（金曜）から令和 7 年 9 月 10 日（水曜）17 時まで【必着】

(4) 提出書類

書類順	提出書類
1	応募申請書（様式第 1 号）
2	企画提案書（様式自由） ※「4 企画提案書について」を参照し、記載が必要な項目の漏れがないよう注意すること。 ※複数の支援メニューに応募する場合は、支援メニューごとに企画提案書を作成すること。
3	誓約書（様式第 3 号）
4	申請者の登記事項証明書（3 か月以内のもの）
5	申請者の過去 3 年間の決算書の写し（様式自由） ※設立後 3 年を経過していない場合は、該当年度のみで可
6	申請者の会社案内又はそれに類するもの（様式自由）
7	申請者の納付期限が到来している直近の事業年度に係る納税証明書 ※堺市の法人市民税の納税証明書及び国税の納税証明書（その 3 の 3） ※写し可
8	実績要件を確認できる資料の写し（契約書、協定書、仕様書等）
9	（コンソーシアムで応募する場合のみ、①②③④⑤（②～⑤は構成員ごと）の順に並べること） ①グループ構成員表（様式第 2 号） ②誓約書（様式第 3 号） ③構成員の登記事項証明書（3 か月以内のもの） ④構成員の経過年数に応じた過去 3 年間の決算書の写し ⑤構成員の会社案内又はそれに類するもの

(5) 質問受付及び回答

ア 質問書提出方法

本事業に関する質問事項がある場合は、公募資料の公表日から令和 7 年 8 月 26 日（火曜）17 時までに、質問書（様式第 4 号）を「8 お問合せ先」あてに電子メールで提出してください。

イ 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 9 月 5 日（金曜）までに堺市ウェブサイトに掲載します。

(6) 留意事項

ア 提案事業者は、複数の支援メニューに応募することができます。複数の支援メニューに応募する際は、支援メニューごとに企画提案書を作成してください。

イ 提案事業者（コンソーシアムで応募する場合、その構成員を含む）は、応募申請書類の提出をもって本募集要領の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。

ウ 提案事業者が「2 応募条件・応募資格」を満たさない場合及び応募申請書類等に虚偽の記載があると認められる場合は、応募書類を無効とし、選定の対象外とします。

エ 応募のために要した経費は、提案事業者の負担となります。

オ 応募申請書類は堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）の規定に基づき、公開の対象になります。

カ 応募申請書類の著作権は、提案事業者等の構成員に帰属します。ただし、本市は提案事業者と協議のうえ、結果の公表等必要な範囲で応募申請書類等を使用することがあります。事業の実施により、生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議して定めます。

- キ 提出された応募申請書類の内容の変更や添付書類の差し替えは認められません。ただし、書類に不足等があった場合には、市から補正を求めることがあります。また、追加資料の提出を求める場合があります。
- ク 応募後に辞退される場合は、「辞退届」（様式自由）を提出してください。

4 企画提案書について

提案事業者は、次表に掲げる項目について、仕様書及び「5(4)選定基準」を参考に企画提案書（様式自由）を作成してください。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、仕様書の内容に加えて、提案事項等に関して可能な限り具体的に記載してください。

また、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないでください。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認した上で提出してください。

番号	記載項目	種別	備考
1	事業実績	共通	本事業と同等又は類似の事業実績（事業件数、契約電力量（証書供給量）、温室効果ガス削減効果等を含む）
2	実施体制	共通	業務の実施体制（従事者の名簿及び役割分担、従事者数、委託先（予定）、委託内容等を含む）
3	事業工程	共通	仕様書で定める業務内容が確実に履行できるスケジュール
4	事業計画	共通	実効性のある具体的な事業内容
5	支援方法	共通	①支援希望者へのサポート内容 ②広報手段とその手段を選択した理由 ③再エネ電力の利用促進につなげる広報の工夫点
6	競争性の確保	再エネ電力共同購入	①多くの小売電気事業者の参加を促す方法（参加する小売電気事業者数等を含む）
		再エネ電力プラン提案	①電力メニュー毎に多くの小売電気事業者を比較提案する方法（比較する小売電気事業者数等を含む）
		再エネ電力共同購入、再エネ電力プラン提案	②本事業で求める再エネ電力の比率を担保できる小売電気事業者の選定方法
		再エネ電力共同購入、再エネ電力プラン提案	③選定手順において透明性・中立性を確保する方法
7	経済性の確保	再エネ電力共同購入、再エネ電力プラン提案	①価格の低廉化を図る方法 ②安価な電力メニューを支援希望者が容易に選択できる方法
		非化石証書共同購入	①価格の低廉化を図る方法 ②非化石証書の供給価格の妥当性（供給量別の支援事業者が得る代理購入手数料を含む）
8	リスクの回避	共通	本事業実施に当たり想定されるリスク及び対応策
9	その他	共通	①事業効果を更に引き出すための独自の取組 ②法人の特色及び優位性等

5 選定について

(1) 選定手続

本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）を選定するため、本事業に係る選定庁内委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された応募書類等の内容について審査及び評価を行い、支援事業者候補を決定します。

選定委員会の評価点は、選定委員会の各委員（計 5 名）が採点した合計点の総合計（300 点満点）とし、評価点が 200 点以上を満足する事業者は、全て支援事業者候補として決定します。

なお、選定委員会は非公開とします。

(2) 選定期間

令和 7 年 9 月 29 日（月曜）～令和 7 年 10 月 3 日（金曜）

(3) 選定結果の通知

選定結果は書面をもって通知します。なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

(4) 選定基準

選定委員会において、下表の審査項目及び審査内容に基づき採点します。

なお、委員 1 名につき審査項目の 3 項目以上で C 評価となった場合には、基準点を超えていても、支援事業者候補から外すものとします。

審査項目		種別	審査内容	A	B	C	配点
事業計画	事業主体	共通	本事業と同等又は類似の事業実績があるか。	3 つ以上の同等の実績がある。（3 点）	2 つの同等の実績がある。（2 点）	A、B 以外（1 点）	3 点
	実施体制	共通	本事業を効果的に実施できる事業体制となっているか。（従事者の配置、組織、人員サポート体制 等）	統括責任者及び業務に必要な人員体制が十分配置され、問合せ対応の体制が十分にある。（6 点）	統括責任者及び業務に必要な人員が配置され、問合せ対応の体制がある。（4 点）	A、B 以外（2 点）	6 点
	事業工程	共通	本事業の実施期間を通じて、実効性のある現実的な工程となっているか。	仕様書に合致した事業スケジュールであり、実効性のある現実的な工程である。（3 点）	仕様書に合致した事業スケジュールである。（2 点）	A、B 以外（1 点）	3 点
	事業計画	共通	仕様書で定める業務内容が確実に履行できることが明らかであるか。また、その内容が具体的でありその遂行が確実かつ効果的であるか。	仕様書で定める業務内容が確実に履行できることが明らかな事業計画である。内容が具体的でありその遂行が確実かつ効果的である。（3 点）	仕様書で定める業務内容が確実に履行できることが明らかな事業計画である。（2 点）	A、B 以外（1 点）	3 点
企画提案	支援方法	共通	支援を検討する市内事業所に対して適切なサポートができる内容となっているか。	優れた企画提案である。（6 点）	標準的な企画提案である。（4 点）	A、B 以外（2 点）	6 点
		共通	支援希望者を募集するに当たり、効果的で分かりやすく、申込みを促す広告宣伝の手法（使用する媒体）や内容となっているか。	優れた企画提案である。（6 点）	標準的な企画提案である。（4 点）	A、B 以外（2 点）	6 点
	競争性の確保	再エネ電力共同購入	電力メニュー毎に多くの小売電気事業者の参加を促すような内容となっているか。また、選定手順において、透明性・中立性が確保された手法がとられているか。	優れた企画提案である。（12 点）	標準的な企画提案である。（8 点）	A、B 以外（4 点）	12 点
		再エネ電力	電力メニュー毎に多くの小売電気事業者	優れた企画提案であ	標準的な企画提案で	A、B 以外	12 点

		プラン提案	を比較提案する内容となっているか。また、選定手順において、透明性・中立性が確保された手法がとられているか。	る。(12点)	ある。(8点)	(4点)	
経済性の確保		再エネ電力共同購入	価格の低廉化が図られる提案となっているか。	優れた企画提案である。(12点)	標準的な企画提案である。(8点)	A、B以外(4点)	12点
		再エネ電力プラン提案	また、安価な電力メニューを支援希望者が容易に選択できる提案となっているか。				
		非化石証書共同購入	価格の低廉化が図られる提案となっているか。 また、非化石証書の供給価格が安価な提案となっているか。	優れた企画提案である。(24点)	標準的な企画提案である。(16点)	A、B以外(8点)	24点
リスクの回避	共通		想定されるリスク、トラブルへの対応策が講じられているか。(支援希望辞退者を減らす方策、支援希望者に関し想定される全般的なトラブル防止策、小売電気事業者との契約手続きに関するトラブル防止策等)	優れた企画提案である。(3点)	標準的な企画提案である。(2点)	A、B以外(1点)	3点
その他	共通		事業効果を更に引き出すための独自の取組があるか。また、法人の特色及び優位性等があるか。	優れた企画提案である。(6点)	標準的な企画提案である。(4点)	A、B以外(2点)	6点
合計							60点

6 協定の締結について

(1) 協定の締結

支援事業者候補は協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合には協定を締結して支援事業者となります。また、事業の実施に当たっては、仕様書に基づき作成する事業計画書を基に本市と支援事業者が協議を行い、実施する内容を決定します。

この際、実施内容について変更が生じる場合があります。

(2) 協定内容及び有効期間

協定の内容は、支援メニュー毎の別紙「事業所向け再エネ電力利用促進事業に関する協定書案」を基本とし、前項での協議の上定めるものとします。

協定期間は、令和9年3月31日まで（期間満了の3か月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申出がないときは、同協定と同一条件で1年間継続することとし、以後も同様。）とします。

なお、仕様書に記載の年度については、協定期間を継続した場合は都度、当該年度に読み替えることとします。

7 全体のスケジュール

令和7年8月8日（金曜）	応募申請書類の受付開始
令和7年8月26日（火曜）	質問受付期限
令和7年9月5日（金曜）	質問回答の公表
令和7年9月10日（水曜）	応募申請書類の締切
令和7年9月29日（月曜）～令和7年10月3日（金曜）	選定委員会
令和7年10月上旬	選定結果通知【予定】
令和7年11月上旬	協定の締結、事業開始【予定】

8 お問い合わせ先

堺市環境局カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課

[TEL:072-228-7548](tel:072-228-7548) ファクス:072-228-7063

E-mail: kanene@city.sakai.lg.jp